磐田市立磐田南小学校「いじめ防止基本方針」

令和７年８月改定

１　はじめに

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えます。そして、生命や身体に重大な危機を生じさせるおそれがある人権上重大な問題です。

いじめは、どのような理由があろうと決して許されない行為です。子どもの世界は社会を映す鏡とも言われるように、いじめの問題は、安全・安心な社会を築いていく上で、学校を含めた社会全体の問題でもあります。

「磐田南小学校　いじめ防止基本方針」は、「いじめ防止対策推進法」を受けて策定したものです。この「いじめ防止基本方針」に則り、いじめを防止するための実効性のある組織を構築し、また、いじめの未然防止、早期発見、事案対処に対し適切な対応を行うことを目指します。

２　いじめに対する本校の基本的な考え方

（１）いじめの定義

いじめについて、いじめ防止対策推進法では、以下のように規定しています。

> 「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
>
> 「いじめ防止対策推進法　第２条」

（２）本校の認識

いじめ問題に素早く組織的に対応するために、いじめに対する認識を全職員が共有します。そして「いじめは、どの学校・どこでも起こりうるものであり、いじめ問題に無関係な児童はいない。」という基本認識に立ち、全校児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるようにします。

（３）いじめとして認知する例

■ からかわれる、冷やかされる
■ 嫌なことや悪口、脅し文句を言われる
■ 仲間はずれにされる
■ 集団による無視をされる
■ 遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
■ 金品を隠されたり、壊されたり、捨てられたりする
■ 金品をたかられる
■ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
■ ＳＮＳ等で、根拠のない悪口を言われたり、おとしめられたりする
■ いじめられた者が、心身の苦痛を感じている

※　いじめには様々な表れがあり、表面的・形式的に判断できないことから、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、いじめに該当する可能性のある行為を受けた児童の立場に立つことが必要です。

　また、「心身の苦痛を感じているもの」だけでなく、苦痛を表現できなかったり、いじめに本人が気付いていなかったりする場合があることから、その子どもや周りの状況等を客観的に複数の目で確認することも必要です。

（４）いじめにおける基本的な押さえ

ア　どのような理由があろうとも、いじめは許されない行為である。

イ　いじめは、どの子どもにも、どこでも起こりうるものである。そして、大人の気づきにくいところで行われることが多く発見がしにくいものである。

ウ　嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの子どもが入れ替わりながら被害も加害も経験しやすい。

エ　「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、身体・生命に重大な危険を生じさせる。

オ　「いじめは許さない」という所属集団の雰囲気づくりが重要である。「観衆」として、はやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、所属集団全体にいじめを許さない雰囲気が生まれるようにする必要がある。

カ　いじめは、学校・家庭・地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組む問題である。

３　いじめ防止等のための組織

いじめ防止等のための組織として、「校内いじめ対策委員会（生徒指導委員会を兼ねる)」を設置します。校内いじめ対策委員会は、いじめに係る情報の共有やいじめ防止等のための具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行います。また、いじめ事案発生時には、緊急会議を開いて対策を審議・実施します。

（１）参画する教職員等

校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主事、特別支援コーディネーター、各学年主任、養護教諭、学級担任

＊必要に応じて、ＰＴＡ代表、スクールカウンセラー等を参画させる。

・委員長は校長とし、校長のリーダーシップの下、協力体制を確立する。

・いじめと疑われる事案が発生した際に随時開催する

・いじめ防止対策推進法第 28 条第１項および第２項に規定する重大事態の調査のための組織について、学校が調査を行う場合は、校内いじめ対策委員会が母体となる。事案の性質に応じてスクールロイヤー等の専門家を加えるなどの方法によって対応する。

（２）年間計画

〇職員会議（４月）

＜内容＞「いじめ防止基本方針」の共通理解

＜参画教職員＞全職員

〇校内いじめ対策委員会

＜内容＞・各学年の児童の情報交換及び共通理解

・「相談アンケート」および「相談フォーム」等の集約、結果の分析、対応策の検討

・いじめがあった場合やいじめの疑いがあるとの情報があった場合、正確な事実の把握と問題の解消に向けた指導・支援体制の構築

＜参画教職員＞校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主任、学級担任、該当学年主任、関係職員

〇ハートケアタイム（５月、10 月）

＜内容＞各学年児童の情報交換及び共通理解

＜参画教職員＞全職員

〇ケース会議

＜内容＞該当のいじめに対する対応策の検討

＜参画教職員＞校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主任、学級担任、該当学年主任、関係職員

４　いじめ防止等のための取組

すべての子どもを、心の通う対人関係を構築できる社会性のある人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、また、いじめに立ち向かう勇気をもち規範意識のある人へと育むために、学校は教育活動全体を通じ、以下のことに取り組みます。

（１）未然防止のための取組

ア　いじめが起こりにくい集団づくり

すべての子どもに、「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、子どもの豊かな情操や自分の存在と他人の存在、多様性を認め、互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係の素地を養う。

(ｱ)　教職員と児童との信頼関係づくり

(ｲ)　児童同士の望ましい人間関係づくり

イ　児童が自らいじめについて考える場や機会の設定

いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む。

すべての子どもが互いを多様な存在として認め、自分を律し、自分や周囲の人々にとって幸せな社会のあり方を考えることができるようにする。

(ｱ)　自らを振り返る道徳の時間の充実

(ｲ)　主体的にいじめについて考える学級活動の設定

(ｳ)　児童が主体的に行う委員会活動（あいさつ運動）

ウ　インターネット等を通じて行われるいじめに対する対策

いじめの問題への取組の重要性について家庭や地域にも認識を広め、家庭、地域と一体となって取組を推進するための普及啓発に努める。

(ｱ)　情報モラル教育の充実

(ｲ)　講師による情報モラルに関する学習会（４年生７月、学校保健委員会９月）

エ　学校相互間（みなみが野学府）の連携協力体制の整備

すべての子どもが安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりを行う。また、子どもが「困った、助けて」と言えるように適切な援助希求を促すなど、子どもがより安心して学校生活を送ることができるようにする。

(ｱ)　学府内の学校との情報交換や交流学習の実施

（２）いじめの早期発見・早期解決に向けての取組

ア　いじめの早期発見

(ｱ)　全職員が児童の様子を見守り、日常的な観察を丁寧に行う。

◆“いじめられている児童”が発することの多いサインを、教職員及び保護者で共有する。

□遅刻や欠席が増える。その理由を明確に言わない
□視線が合わず、うつむいていることが多い
□朝になると体調不良を訴える
□教科書や文房具、提出物などの忘れ物が目立つ
□教科書やノート、机などに落書きをされている
□発言に対して、笑われたり、無視されたりする
□友達と机を離される
□休み時間、一人でいることが多い
□会話に入れてもらえない
□遊びの中で、笑われたり、からかわれたりしている
□持ち物がなくなったり、いたずらをされたりする
□一人で下校する

◆“いじめをしている児童”が発することの多いサインを、教職員及び保護者で共有する。

□険しい表情をする
□言葉遣いが悪くなり、反抗的な態度をとる
□買った覚えのない物を持っている
□与えたお金以上のお金を持っている、お小遣いでは買えない物を持っている
□友達を軽蔑するような発言が増える
□今までと違った雰囲気の友達と付き合う
□家族との会話が減ったり、意図的に学校や友達の話題を避けたりする
□親が自分の部屋に入るのを極端に嫌がる

◆“学校内”でいじめにつながることの多いサインを、教職員及び保護者で共有する。

□嫌なあだ名で人を呼んでいる
□友達とひそひそ話をしている、教師が近付くと、不自然に散らばる
□特定の児童と近くの席になることを嫌がる
□何かトラブルが起こると特定の児童の名前が出る
□壁などにいたずら書きや落書きがある
□特定の児童の物がなくなったり壊されたりする

◆“家庭内”でいじめにつながることの多いサインを、教職員及び保護者で共有する。

□朝、頭痛などを訴え、学校に行きたがらない
□帰ってくるとすぐに部屋に閉じこもる
□不自然に明るく振舞ったり、甘えてくる
□精神的に不安定で、気分の浮き沈みが激しい
□ボーっとしていることが多い
□文房具がなくなったりこわれたりする
□擦り傷や打撲の跡を作って帰宅する、隠そうとする
□急に激高して暴言を吐いたりする

(ｲ)　人間関係プログラム（効果測定ソフト）による学級分析を行い、児童や学級集団の実態をつかむ
(ｳ)　気になる児童がいた場合は、学年主任、生徒指導主任に報告。情報を共有し、より多くの目で当該児童を見守る。

(ｴ)　様子に変化が見られる場合は、担任を中心に積極的な働きかけを行い、児童に安心感を持たせるとともに問題の有無を面談で確かめる。
(ｵ)「相談アンケート」（学校生活に関するアンケート）を年間３回（６月、10 月、２月）実施し、児童の悩みや人間関係を把握する。
(ｶ)　クラスルーム「相談の部屋」を設置し、いつでも相談できる相談フォームを配信する。毎朝８時に回答を確認し、相談があった場合は、早急に対応する。閲覧可能者は、校長、教頭、主幹教諭とする。

イ　いじめの早期解決
(ｱ)　いじめに関する相談を受けたり発見したりしたときには、学級担任だけで抱え込むことなく、速やかに管理職、生徒指導主任、学年主任に報告し、事実関係を確認する。
(ｲ)　ケース会議を開催し、学校体制で解決する。
(ｳ)　「心のアンケート」などで情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじめている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。
(ｴ)　傍観者の立場にいる児童たちもいじめているのと同様であるということを指導する。
(ｵ)　いじめられている児童の心の傷を癒すために、スクールカウンセラーや養護教諭と連携を取りながら、指導を行っていく。
(ｶ)　犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対処する。

（３）家庭や地域、関係機関と連携した取組

ア　いじめ問題が起きたときには家庭との連携を密にし、学校側の情報を伝えるとともに、家庭での様子や友人関係についての情報を集めて指導に生かす。

イ　学校や家庭に児童が話すことができない状況であれば、「磐田市子ども相談室」、ハロー電話「ともしび」や「こころの電話」等のいじめ問題の相談窓口の利用を検討する。

５　重大事態への対処

（１）重大事態の定義

ア　いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められた場合

イ　いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間 30 日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合　（「いじめ防止対策推進法」より）

（２）重大事態への対処

ア　重大事態が発生した旨を、磐田市教育委員会に速やかに報告する。

イ　教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。

ウ　上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。

エ　上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。